北茨城民報

日本共産党
北茨城市委員会
磯原町豊田1030-2

毎週 日曜日 発行

市議団ニュース

ご相談はお気軽に

市議会議員
福田 明
43-0468

市議会議員
鈴木やす子
42-2462

介護度の認定に新しい基準

利用者の立場で適正な判定を

日本共産党市議団が市の担当課に求める

介護保険の認定基準がこの4月から変わりました。調査項目が従来の82から74に減らされたうえ、判定基準も改悪されています。本紙でも何度か紹介してきましたが、コンピューターによる一時判定で、これまでより軽度に認定される懸念が増しています。

この新しい認定基準が、国の費用抑制をねらって導入されたものであることが、厚生労働省の内部文書を示して追及した日本共産党の小池晃参院議員の質問で明らかになりました。

党市議団は、4月21日、市担当課において介護保険に関する現状を聴取しました。それによると、本市で実際に新認定基準で介護度を判定するのは、5月に入ってからになるとのことです。

新基準が大きな問題をはらんでいることが明らかになって、厚労省では「新しい認定基準で介護度が変わった人が、本人や家族が希望すれば、従来の介護度を次期更新時まで継続できる」との通知を出しました。

この通知にそって、申請された本人・家族に意向調査をすることなどを周知徹底し、すでに申請・調査がされている事例を含め、漏れのないようにすると担当課では語っています。

ただし、この4月から新しく申請をする人は、新基準で判定されるため、軽度に認定されないか、大きな不安があります。

国の介護費用抑制策のもと、市内でも、要介護から要支援へと軽度に判定された例がこの2年間だけで127人にものぼります。施設入所ができなくなったり、病院への通所介護も受けられない、デイサービスも制限されるなど、さまざまな不満が寄せられています。

特に身体の具合が良くなっていないのにもかかわらず軽度に判定された方の怒りは大きく、党市議団では、新基準での認定作業が開始されても、生活実態をよく見て、利用者に不満が残らないような介護認定にいっそう努力するよう強く要望しました。

大空に泳ぐ（関本第一小学校）

住まいを奪うな！ 国に要請

雇用促進住宅の全廃は中止・撤回を

市内にも3ケ所

4月23日、衆議院議員会館で「雇用促進住宅の全廃は中止・撤回を4・23全国共同要請行動」が取り組まれました。これに参加した鈴木やす子議員のレポートです。

最終は2014年11月

雇用促進住宅には、全国で約30万人が暮らしています。北茨城市内にも3ケ所（大津、二ツ島、石岡）ありますが、これを政府は、すべて廃止することを閣議決定しています。

この計画の中止を求め、第2回となる政府要請をおこないました。国会議員を先頭に、居住者の代表や日本共産党の地方議員など約100人が全国から参集し、会場はいっぱいでした。

この間、雇用情勢の悪化や全国からの困惑・抗議の声があがるなか、政府は、さる3月31日、廃止決定済みの住宅の活用と、「少なくとも3年間」は入居者の退去促進を延期すると発表しています。

あらたに今回の交渉において、厚労省の担当者は、入居の最終退去期限について、「延期期間の3年に、やむをえない事情1年を加えると2014年11月末になる」と答えました。

全国の実態を交流

国への要請とともに、参加者による情報交換、意見交流もおこなわれました。そのなかで、耐震対策など整備・修繕をしたにもかかわらず、収支が赤字だという基準で一方的に廃止を計画している住宅がいくつもあることが紹介されました。

また、引っ越し費用もままならない実態、いつ出て行かなければならないのか不安の毎日、櫛の歯が抜けるように退去者が続いてコミュニティーの崩壊にもつながっていくといった報告もつづきました。

各自治体との交渉においては、7割が引き取る意向を持っています。自治体の条件、要望に添う形での譲渡をおこなうよう強い要望も出されています。

廃止が閣議決定されているとはいえ、不況が深刻化するなかで、離職者をはじめ低所得者向け住宅の確保が切実な課題であることが国会内外の運動で明らかになっています。今回の要請行動でも、雇用促進住宅の廃止計画は撤回しかないことがうきぼりになりました。